

グリーンライト定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所重要事項説明書

<令和 6年 4月 1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 024-542-7777(受付時間 午前8時30分～午後5時30分まで)
担当 小原 真紀

※ ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

2. グリーンライト定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	グリーンライト定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
所在地	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1
介護保険指定番号	(福島県 0790100382)
サービスを提供する地域	福島市飯坂町(飯坂支所管内)下飯坂、沖高(北信支所管内の一部)

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	兼務内容	業務内容	計
所 長(兼)		1名		職員・業務の一元的な管理	1名
管理者(兼)	介護福祉士	1名	計画作成責任者、オペレーター	職員指導(心構え、事故等の対応)・利用者等の対応・提供管理	1名
計画作成責任者(兼)	介護福祉士	1名以上	オペレーター 訪問介護員	訪問介護計画書作成・サービスの調整、技術指導等	1名以上
オペレーター(兼)	看護師 介護福祉士	1名以上	訪問介護員	利用者様からの通報を受け、訪問の要否の判断、訪問介護員に具体的な援助目標及び内容の指示、状況の情報伝達・連絡等	1名以上
訪問 介護 員	定期巡回訪問介護員(兼)	1名以上	オペレーター	適切なサービス 提供利用者状態 把握	1名以上
	随時対応型訪問介護員(兼)	1名以上	オペレーター		1名以上

(3) 営業日及び営業時間

- ①営業日 365日(年中無休)
- ②サービス提供時間 24時間

3. サービス内容

(1) 定期巡回サービス

訪問介護員等が、定期的に利用者様の居宅を巡回して日常生活上の世話をを行います。

(2) 随時対応サービス

あらかじめ利用者様の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者様又はそのご家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の可否等を判断します。

(3) 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者様の居宅を訪問して日常生活上の世話をを行います。

(4) 訪問看護サービス

ご利用の際は、連携先であるグリーンライト訪問看護ステーション又はロング・ライフ訪問看護ステーションと契約を結んでいただきます。

看護師等が医師の指導に基づき、ご自宅を訪問し、療養上の世話又は、必要な診療の補助をします。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割又は2割又は3割です。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

要介護度	介護利用者			訪問看護(連携型)		
	基本料金	自己負担 1割	自己負担 2割	基本料金	自己負担 1割	自己負担 2割
要介護1	54,460円	5,446円	10,892円	29,610円	2,961円	5,922円
要介護2	97,200円	9,720円	19,440円	29,610円	2,961円	5,922円
要介護3	161,400円	16,140円	32,280円	29,610円	2,961円	5,922円
要介護4	204,170円	20,417円	40,834円	29,610円	2,961円	5,922円
要介護5	246,920円	24,692円	49,384円	37,610円	3,761円	7,522円

※ 通所系サービス利用時・・・通所介護利用日数に次に掲げる単位数を乗じた単位数を基本報酬の1日分相当額から減算する。

(要介護1 △62単位、要介護2 △111単位、要介護3 △184単位
要介護4 △233単位、要介護5 △281単位)

※ 短期入所系サービス利用時・・・基本報酬の1日分相当額を減算(退所日を除く)

※ 初期加算・・・1日につき30単位(利用を開始した日から起算して30日以内又は30日を超える
病院又は診療所への入院後に利用を再び開始した場合)

※ 総合マネジメント加算・・・1月につき800単位

①利用者様の心身の状況・家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時
計画の見直しを行う。

②地域の病院、診療所、老健などの関係施設に対し、事業所が提供する
ことの出来る当該サービスの具体的な内容の情報提供を行う。

※ サービス提供体制強化加算Ⅰイ・・・1月につき750単位

訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が40%以上

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・所定単位数の24.5%を加算

(2) 交通費

前記2(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員が訪問するための交通費は、実施地域の境界点から片道1kmにつき25円の実費が必要です。

(3) 償還払い

介護保険料の未納等にて償還払いの対象となった場合は、全額を自己負担した後、条件が改善された時に保険者に届け出ることによって介護報酬分が払い戻されます。

(4) その他

- ① 利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。
- ② ケアコールのためのテレビ電話を、事業所より貸し出します。毎月の基本料(934円)と通話料は利用者様負担となります。
- ③ 安否確認のための夜間定期訪問及び緊急時の夜間随時訪問を必要とされるご利用者様には、キーボックスの設置をお願いします。キーボックス設置を望まないご利用者様については、合鍵をお預かりし、事業所のキーボックスに保管します。その場合は、合鍵の預かり証を発行します。サービスの終了時や返却のご要望があった場合は、速やかに返却します。
- ④ 料金のお支払い方法
毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払い下さい。
お支払い頂くと、領収書を発行致します。
お支払い方法は、口座自動引落になります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

直接お電話等でお申し込み頂くか、担当ケアマネージャーへご相談ください。

訪問介護計画書作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者様のご都合で、サービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、要支援又は非該当(自立)と認定された場合
 - ・利用者様がお亡くなりになった場合もしくは被保険者資格を喪失した場合
- ④ その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・利用者様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為・ハラスメント行為を行った場合は、文書または口頭で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連帯を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更を希望される方はお申し出下さい
男性ホームヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
その他		

7. 損害賠償責任

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに期すべき事由により利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対してその損害を賠償します。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、事前打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。

主治医	主治医	先生
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、親族、市町村、居宅介護支援事業所へ連絡を致します。また、賠償すべき事故の場合は、利用者様に対してその損害を賠償します。

10. サービス内容に関する苦情

① 当社お客様相談・苦情担当

担当 小原 真紀 電話 024-542-7777
(受付時間 午前8時30分～午後5時30分まで)

② その他

当事業所では、第三者委員を設置しております。

畠 勲 (法人監事) 024-542-3979

長谷部 ひろ子 (民生委員) 024-542-0504

当事業所以外に、市町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 福島市長寿福祉課 024-525-6552

11. 当法人の概要

法人名	社会福祉法人 福島福祉会
代表者名	三瓶 松太郎
法人所在地、連絡先	福島県福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1 電話番号 024-542-7777 FAX 024-543-1141
定款の目的に定めた事業 数等	(1) 第一種社会福祉事業 (イ) 養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人居宅介護等事業の経営 公益を目的とする事業 この法人は、社会福祉法第26条の規定により次の事業を行う。 (1) 温泉利用デイサービス事業 (2) 高齢者グループリビングの経営 (3) 居宅介護支援事業 (4) 地域包括支援センターの経営 (5) 介護予防支援事業 (6) 介護予防・日常生活支援総合事業 (7) 高齢者生活共同運営住宅(高齢者生き生きグループリビング) の設置及び運営 (8) 訪問看護事業

12.重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 福島市飯坂町湯野字梁尻1番の1

事業所名 グリーンライト定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

所 長 佐 藤 英 壽 印

説明者氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基ついて、事業者から重要事項の説明を受け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

家 族 住 所

(代理人) 氏 名 印

※ 利用者の箇所を家族又は代理人が記入した場合その理由